

令和3年度第1回本庄市交通政策協議会（書面開催）説明

令和3年5月28日

1. 委嘱状交付

このたび、4人の委員交代がありましたので、設置要綱第3条第2項の規定により、次のとおり委嘱をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

なお、任期は前任者の残任期間である令和4年3月31日までとなっております。

6号委員	共栄（本庄）自治会長	黒澤 一雄 様
9号委員	埼玉県企画財政部交通政策課 主幹	伊藤 太佳博 様
11号委員	国土交通省関東地方整備局建政部 都市調整官	大関 弘之 様
12号委員	国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所 所長	阿部 俊彦 様

2. 報告事項

報告事項につきまして、ご意見等ございましたら、別紙、書面協議書にご記入くださいますようお願いいたします。

(1) 利用状況の推移 資料 1 p～3 p

資料 1 p

現在の本市の「公共交通の概要」を表した図となります。路線バスではカバーしきれない交通不便地域を補完するために、デマンド交通とシャトル便を平成25年10月より運行しております。

デマンド交通（はにぼん号・もといずみ号）は、利用者からの予約を受けて、市内に400箇所以上ある停留所間を運行しております。市内を4つの区域に分けて、各区域1台、計4台の車両で運行しております。

また、シャトル便は、「はにぼんシャトル」という愛称で、本庄駅と本庄早稲田駅間を本庄総合病院など経由して、路線定期運行しています。

資料 2 p～3 p

デマンド交通、シャトル便の利用状況となります。デマンド交通、シャトル便ともに新型コロナウイルス感染症の影響で前年度の利用者は減少している状況です。

(2) デマンド交通・シャトル便に対するアンケート結果 資料 4 p～8 p

昨年度実施したアンケート結果をまとめたものとなります。

資料 4 p～6 p

「はにぼん号・もといずみ号利用者アンケート」の結果から、普段デマンド交通を利用されている方は、市内在住で年齢が70代、運転免許証を持っていない方の割合が多くなっています。自分で自動車を運転できない方々にとって、通院や買い物の手段となっていることが分かります。

資料 7 p～8 p

「はにぼんシャトル利用者アンケート」では、初めて利用したと回答された方の割合が多くなっています。また、様々な地域の方々に利用されていることが分かります。

(3) デマンド交通予約のお断りとキャンセル件数 資料 9 p

デマンド交通の利用者数が減少傾向であること、またアンケートで予約が取れないといった意見が多くあることから、昨年度の予約をお断りした件数、キャンセル数について集計を取った結果となります。混雑のため予約をお断りした件数が本庄北地域、本庄南地域で大変多く、それぞれ年間の利用者数の約9.1%、約12.3%お断りしているような状況となっております。

また、同様に利用直前でのキャンセルも多く、効率的に運行できていないことがデータからも明らかになっています。

利用しようとしても予約の取りにくい状況が、デマンド交通への期待を失わせ、利用者の減少につながっていることも考えられます。

こうしたことから、できるだけ多くの方の利用希望に答えるため、本庄北地域、本庄南地域のデマンド交通予約の改善を検討してまいりたいと考えております。

(4) 地域公共交通計画の作成について 資料 10 p

「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が、令和2年11月27日に施行され、地域公共団体による「地域公共交通計画」の作成が義務化されました。

改正法の施行に伴い、地域公共交通計画の作成が地域公共交通確保維持事業による補助要件として定められることになりました。そのため、今後、当該事業による補助が必要な路線については、地域公共交通計画の中に位置づける必要があります。

今後、地域公共交通計画の作成（令和4年度）に向けて、法定協議会の設置等準備を進めて参ります。これにつきましては、改めて協議会にお諮りしたいと考えております。

3. 議 事

議事につきまして、賛否について別紙、書面協議書にご記入くださいますようお願いいたします。（反対の場合は、その理由をご記入ください。）

(1) 令和2年度 事業報告及び歳入歳出決算について 資料 11 p～14 p

資料 11 p～12 p

令和2年度の事業報告となります。

7月にバス路線（宮本町車庫～本庄駅南口～児玉折返し場）を赤城乳業千本さく

ら5S工場周辺まで延伸いたしました。

また、3月に本庄市公共交通ガイドを作成し、自治会や公共施設等へ配布をさせていただきました。

その他、地元の要望等によりデマンド交通の停留所の新設移設を実施いたしました。

資料 13p～14p

令和2年度の歳入歳出決算報告となります。

まず、歳入でございますが、交付金、予算額182,000円に対し収入済額は同額。本庄市からの交付金となります。雑入、予算額1,000円に対し収入済額は0円で預金利子はございませんでした。

歳出でございますが、会議費、予算額83,000円に対し支出済額は18,000円、本会議に係る費用となります。第1回目、第2回目の協議会をともに書面協議としたため不用額が多くなっております。

事務費、予算額100,000円に対し支出済額25,696円。これはデマンド交通・シャトル便に対するアンケート促進のために配布した「ポケットティッシュ代」、書面協議に要した「切手代」などに係る費用でございます。

総括して、収入済額182,000円に対し支出済額43,696円、差引残額138,304円は、市へ返戻し、差引残高は0円でございます。

この歳入歳出決算については、監査委員である、田中委員、粂田委員に監査いただき適正であることを報告いただいております。

(2) 令和3年度 事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について

資料 15p～16p

資料 15p

令和3年度 本庄市交通政策協議会 事業計画(案)

1. 生活交通確保維持改善計画の策定及び事業評価

「生活交通確保維持改善計画」のうち、「地域内フィーダー系統確保維持事業」に係る計画を、今年度は計画期間令和4～6年度の3か年を対象として策定いたします。この計画策定は、議事(3)でご審議いただきます。

資料の図は計画の位置づけについて、簡略化して表しているものです。

一番外の点線枠は、「地域公共交通確保維持改善事業」全体となります。枠内左側の「補助対象地域間幹線バス」は地域間幹線系統確保維持計画において維持確保が必要な路線とされているもので、国の補助対象となっております。

枠内中央の「接続」とする点から支線として「シャトル便」と「デマンド交通」が運行されていまして、太い点線枠で囲われた部分となります。

本計画により、幹線との連携をもって市内を快適に移動できるようになるネットワークを構築するもので、計画を本協議会にてご議論・承認いただき補助対象となるものです。

また、昨年度策定した計画3か年のうち、実施が済んだところについて事業評価を実施する予定です。

2. 運行方法等の改善・見直しの実施

今回の議事（4）で審議いただきます。

3. 協議会スケジュール

記載してある予定によらず協議会を開催する場合もございます。その際にはご協力をお願いいたします。

資料 16 p

令和3年度 本庄市交通政策協議会 歳入歳出予算（案）

昨年度と同額で予算を計上いたします。

（3）令和4年度 生活交通確保維持改善計画（案）について

資料 17 p～29 p

生活交通維持改善計画につきましては、議事（2）の事業計画案の中でもご説明しましたとおり、向こう3カ年（令和4年～6年）の事項を記載し国へ提出することとなっております。

なお、様式の変更がありましたら、それに即しまして作成し提出をさせていただきますのでご了承ください。

資料 17 p

項目2の「目標・効果」のうち、「①利用実績値の向上」について、現状の利用者数等を直近の数値に更新いたしました。また、「向こう3カ年の目標値」については、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少している状況ですが、これから先の3カ年の目標値ですので、これまで掲げていた目標値を設定いたしました。

その下、「②運行サービスに対する利用者満足度の向上」における「現状」については、昨年11月に実施したアンケートの数値を掲載しております。

「デマンド交通」の現状の満足度については、「利用者アンケート」の結果をまとめた数値を記載しております。

資料 22 p

運行系統の概要と運行予定者の表となります。「計画運行回数」について、シャトル便については計画運行日数に一日の往復回数13.5を掛けて算出しております。デマンド交通については、1時間に1回程度の運行を見込んで算出しておりますが、本庄北地域、児玉市街地、児玉山間地域については、これに湯かつこの開館日、スクールバスとしての見込み利用数などを加算しております。

資料 27 p

計画の添付様式「表5」で参考として国庫補助上限額を記載しておりますものは、昨年度の算定式を記載しております。今計画の算定式、国庫補助上限額はまだ示されておられませんのであくまで参考額としていただければと存じます。

(4) デマンド交通・シャトル便における障害者割引運賃・料金による乗車時の本人確認について 資料 30 p

デマンド交通・シャトル便における障害者割引運賃・料金による乗車時の本人確認については、乗車時に障害者手帳の提示を求めています。

これにつきましては、国土交通省総合政策局から、スマートフォンアプリ（ミライロID）により本人確認を行うなど、障害者に過度な負担とならないような合理的な方法等の活用が求められているところです。

ミライロIDにつきましては、株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、手帳の情報をスマートフォン画面に表示できるようにするものです。公共交通機関（航空、鉄道、バス、タクシー、フェリー）の運賃、レジャー施設の利用料などの障害者割引に幅広く活用されています。

自治体では、現在21の団体が導入しており、近隣では、埼玉県、秩父市が公共施設の入館料の減免に導入しております。また、千葉県佐倉市、富山県射水市では、コミュニティバス、デマンドタクシーでの本人確認に導入しております。

つきましては、デマンド交通・シャトル便の利用における障害者の利便性向上の観点から、これまでの手帳の提示のほか、ミライロIDでの提示を手帳の提示として認めることで選択肢の多様化を図りたく、このことについて、本協議会にてご議論・承認いただきたいと存じます。

なお、導入及び運用する際に係る費用は無料で、障害者手帳のアプリへの登録にあたっては、AIによる判別に加え、目視確認など審査項目が設けられており、偽造防止の対策が講じられております。また、デマンド交通・シャトル便を運行する事業者へは事前に説明をさせていただいております。